選定療養費の金額について

当院は大阪府より【紹介受診重点医療機関】として承認されています。 紹介受診重点医療機関では、紹介状を持たずに受診した患者さんから選定療養費を徴収する **義務が課されます**。予めご了承ください。

初診 7,700円(税込) 再診 3,300円(税込)

※紹介状がない場合でも、医師の判断で継続通院中の方には該当しません。

※紹介受診重点医療機関とは、国(厚生労働省)が、「初期治療は地域のかかりつけ医で、高額な医療機器や設備が必要な医療は病院 で行う」という医療機関の機能分担の推進と、かかりつけ医の推奨を図るために定めた制度で、かかりつけ医などからの紹介状を持っ て、受診いただくことに重点を置いた医療機関のことです。

但し、次に該当する方は、選定療養費はいただきません。

- ●当院の他の診療科から院内紹介されて受診する方
- ●生活保護や指定難病などによる各種公費負担制度受給対象の方
- ●労働災害・公務災害で受診する方
- ●救急搬送された緊急の場合
- ●健診結果をお持ちいただいた場合



ご不明点などありましたら、どうぞお気軽にお声がけください。

